

蘇州日本人学校 入学金・授業料などに関する細則

蘇州日本人学校規則第 31 条（授業料等）に示す「入学金・授業料・施設金・校車料金」に関して以下のように細則を定める。

1. 入学金について

- （1）蘇州日本人学校（以下、学校と表記）への入学を希望する者は、入学者 1 人あたり 1 万元を学校に納入するものとする。
- （2）児童生徒の入学（仮入学を含む）後は、如何なる理由があっても返金しない。
- （3）他校へ転出した児童生徒が再入学する場合は、入学金を免除する。
- （4）納入期限および納入期限延長の申請に関しては「入学、編入学に関する細則」に定める通りとする。

2. 施設金について

- （1）学校への入学を希望する者は、入学者 1 人あたり 1 万元を本校に納入するものとする。
- （2）児童生徒の入学（仮入学を含む）後は、如何なる理由があっても返金しない。
- （3）他校へ転出した児童生徒が再入学する場合は、施設金を免除する。
- （4）2023 年 9 月 30 日までに保護者が所属する現地法人が寄付金を拠出している場合、あるいは個人寄付金を拠出している場合は、施設金を免除する。
- （5）納入期限および納入期限延長の申請に関しては「入学、編入学に関する細則」に定める通りとする。

3. 授業料について

- （1）学校は、授業料として、児童生徒 1 人あたり月額 3 千円を徴収する。
- （2）授業料の徴収時期は、概ね以下のとおりである。

1 期（ 4 月～ 6 月）分	5 月中旬
2 期（ 7 月～ 9 月）分	7 月上旬
3 期（10 月～12 月）分	11 月中旬
4 期（ 1 月～ 3 月）分	2 月中旬
- （3）授業料は、児童生徒の保護者の銀行口座（中国国内で開設した中国銀行の口座に限定する）と紐づけした中国銀行の APP の学費支払い機能を使って、上記徴収時期に、保護者が支払う。学校は、授業料支払い期間開始日の 2 週間前までに保護者に通知するものとする。
- （4）1 日でも在籍した当該月分は、全額徴収となる。
- （5）学校が指定する授業料支払い期間の最終日から起算して、授業料を 90 日間滞納した者は、原則退学処分とする。ただし、保護者の責めに帰することができない理由により納入できないもので、保護者が事前に「納入期限延長の申請書」を提出し、運営委員会の承認が得られた場合は、この限りではない。延長可能な期間は本項に定める 90 日経過後さらに 30 日とし、再延長は認めない。

4. 校車料金について

- (1) 毎年2月の運営委員会で、次年度の4月以降の校車料金を審議し、決定する。
- (2) 学校は校車を利用する児童生徒に対して徴収し、校車料金の徴収時期や支払い方法は授業料に準ずる。
- (3) 学校が指定する校車料金支払い期間の最終日から起算して、校車料金を90日間滞納した者は、校車の利用を停止する。
- (4) 月途中で園区／新区の路線変更をした場合、当月の校車料金は園区からの利用の金額を徴収する。

5. 改定

この細則の改定は、運営委員会の承認を得なければならない。

また、本細則に定めない事項の追加制定は、運営委員会の審議事項とする。

6. 施行

この細則の施行及び改定の来歴を以下に示す。

施行	2005 年 02 月 01 日
改定	2007 年 12 月 11 日
改定	2010 年 09 月 07 日
改定	2013 年 12 月 10 日
改定	2014 年 04 月 01 日より施行
改定	2023 年 03 月 07 日 (2023 年 04 月 01 日より施行)
改定	2024 年 02 月 20 日 (2024 年 04 月 01 日より施行)
改定	2025 年 03 月 11 日 (2025 年 04 月 01 日より施行)

以下余白